

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一 ページ

号 外 (二) 平 成 十 九 年 六 月 二 十 日

規 則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年六月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則
岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第百四号)の一部を次のように改正する。

本則第二号の表中

構造計算専門員

日額

三三、五〇〇円

を

構造計算専門員	日額	三三、五〇〇円
建築構造専門委員	日額	一〇、〇〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、平成十九年六月二十日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる) (ときは翌日)

平成十九年六月二十日

平成十九年六月二十日印刷
平成十九年六月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社